

令和7年度 狩猟免許試験のご案内



宮城県

令和7年度狩猟免許試験日程等（宮城県）

月日	時間	試験会場	対象者及び定員
6月 25日（水） ※わな猟限定 【仮申込受付】 4月 23日（水）～ 5月 23日（金） 【先着仮申込】 5月 29日（木）～ 6月 5日（木） 【本申請受付】 5月 29日（木）～ 6月 12日（木）	午前9時30分 ～ 午後5時	岩出山文化会館 （大崎市岩出山船場21）	【対象者】 宮城県に住所を有する方 【定員】 70名
7月 23日（水） 【仮申込受付】 4月 23日（水）～ 5月 23日（金） 【先着仮申込】 6月 23日（月）～ 7月 2日（水） 【本申請受付】 6月 23日（月）～ 7月 9日（水）	午前9時 ～ 午後5時	宮城県大河原合同庁舎 （柴田郡大河原町字南129番1号）	【対象者】 仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町又は山元町に住所を有する方 【定員】 80名
7月 25日（金） 【仮申込受付】 4月 23日（水）～ 5月 23日（金） 【先着仮申込】 6月 23日（月）～ 7月 2日（水） 【本申請受付】 6月 23日（月）～ 7月 9日（水）	午前9時 ～ 午後5時	宮城県石巻合同庁舎 （石巻市あゆみ野5丁目7番地）	【対象者】 石巻市、塩竈市、気仙沼市、多賀城市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町又は南三陸町に住所を有する方 【定員】 80名
8月 23日（土） 【仮申込受付】 4月 23日（水）～ 5月 23日（金） 【先着仮申込】 7月 23日（水）～ 7月 28日（月） 【本申請受付】 7月 23日（水）～ 8月 8日（金）	午前9時 ～ 午後5時	宮城県仙台合同庁舎 （仙台市青葉区堤通雨宮町4-17）	【対象者】 宮城県に住所を有する方 【定員】 80名
8月 24日（日） 【仮申込受付】 4月 23日（水）～ 5月 23日（金） 【先着仮申込】 7月 23日（水）～ 7月 28日（月） 【本申請受付】 7月 23日（水）～ 8月 8日（金）	午前9時 ～ 午後5時		
11月 8日（土） ※わな猟限定 【仮申込受付】 9月 16日（火）～ 10月 1日（水） 【先着仮申込】 10月 6日（月）～ 10月 17日（金） 【本申請受付】 10月 6日（月）～ 10月 24日（金）	午前9時30分 ～ 午後5時	宮城県農業大学校 （名取市高館川上字東金剛寺1番地）	【対象者】 宮城県に住所を有する方 【定員】 80名

※状況によっては、定員が変更になる場合もあります。

1 狩猟免許試験の対象者

- (1) 狩猟免許試験日において、網猟又はわな猟免許受験の場合は18歳以上、第一種銃猟又は第二種銃猟免許受験の場合は20歳以上で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号～第4号(※)に該当しない宮城県内に住所を有する方
- (2) 現在受けている狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を受けようとする方で、宮城県内に住所を有する方

(※) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条

第2号 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令(本法施行規則第47条)で定めるものにかかっている者

第3号 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

第4号 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
(前3号に該当する者を除く。)

2 狩猟免許の種類

網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種類

3 試験内容

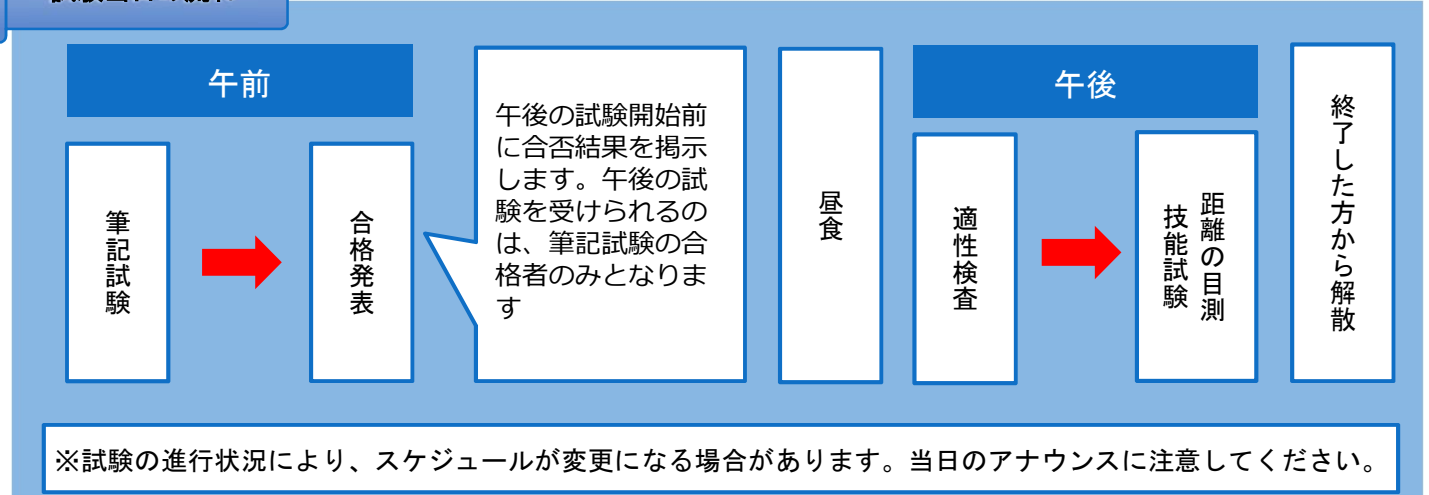
(1) 試験項目

- (ア) 知識試験(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に係る知識に関する筆記試験)
- (イ) 適性試験(視力、聴力及び運動能力(歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指等の運動)の検査)
- (ウ) 技能試験(猟具の操作、鳥獣の判別等に関する技能試験)
- (エ) 距離の目測(第一種銃猟及び第二種銃猟免許受験者に限る。)

(2) 試験時間

- (ア) 知識試験 受験する形体により異なります。例えば、初めて免許を取ろうとする方で、1種類のみを受験する方の試験時間は90分となります。
- (イ) 適性試験 受験者1名につき5分程度が掛かります。
- (ウ) 技能試験 受験する免許種ごとに異なります。

試験当日の流れ



4 申請の手続き

以下の（１）、（２）のステップに従って仮申込及び本申請を行ってください。

【手続きの流れ】

仮申込 → 抽選 → （定員以下の会場は先着順仮申込） → 本申請

（１）仮申込について

各試験場には定員数を設けており、申請を行うための仮申込をお願いしています。

抽選による仮申込で定員数を下回った会場のみ、先着順での仮申込を受け付けます。

受験希望者は持参、郵送又は電子申請システムにより仮申込受付期間内に仮申込を行ってください。

抽選による仮申込方法について

仮申込方法・締切	提出書類	提出先
持参・郵送の場合 締切日の午後４時まで	下記（３）①の書類	自然保護課又は住所地を所管する 地方振興事務所又は地域事務所林業振興部
郵送の場合（締切日必着）	下記（３）①の書類	自然保護課又は住所地を所管する 地方振興事務所又は地域事務所林業振興部
電子申請システムを利用する場合 締切日の午後４時まで	自然保護課ホームページのリンク から申請してください。	申請と同時に仮申込完了（提出物 等はありません）

先着順による仮申込方法について（抽選による仮申込の結果、残枠が生じた場合のみ）

※先着順は、定員に達した時点で終了となります。

仮申込方法・締切	提出書類	提出先
持参・郵送の場合 定員に達した時点、又は締切日 の午後４時まで（郵送の場合は 締切日必着）	下記（３）①の書類	自然保護課又は住所地を所管する 地方振興事務所又は地域事務所林業振興部
電子申請システムを利用する場合 締切日の午後４時まで	自然保護課ホームページのリンク から申請してください。	申請と同時に仮申込完了（提出物 等はありません）

（２）本申請について（忘れずに締切までに申請願います）

抽選による仮申込で、受験できることが確定された方又は先着順による仮申込で受け付けられた方は本申請を行ってください。

本申請の方法について

仮申込方法・締切	提出書類	提出先
持参の場合 締切日の午後４時まで	下記（３）②の書類	住所地を所管する地方振興事務所 又は地域事務所林業振興部
郵送の場合（締切日の消印有効）	下記（３）②の書類	住所地を所管する地方振興事務所 又は地域事務所林業振興部
電子申請システムを利用する場合 締切日の午後４時まで	下記（３）③の書類（データ）	システム上で提出 ※該当する方のみ、一部の書類を 試験当日に持参

(3) 必要な書類等

①仮申込（電子申請システムを利用して仮申込を行った方を除く）

- ・仮申込書 1 通
- ・返信用はがき（85円切手を貼付したもの） 1 通

②本申請（持参又は郵送による申請の場合）

- ・本申請書 1 通
- ・写真 1 枚（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので裏面に氏名を記載したもの）
- ・銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を現に受けている場合
 - 当該許可に係る許可証の写し 1 通
- ・銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を現に受けていない場合
 - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号～第4号（※1）に該当しない旨の医師の診断書（※2）を 1 通

③本申請（電子申請システムによる申請の場合）

申請フォームに従って、下記の書類を添付してください。

- ・写真データ（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- ・銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を現に受けている場合
 - 当該許可に係る許可証の写し（データ）
- ・銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を現に受けていない場合
 - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号～第4号（※1）に該当しない旨の医師の診断書（※2）の写し（データ）

※診断書については、試験当日に原本を持参願います。

(4) 狩猟免許手数料及び支払方法（本申請の時に納付すること）

種類	手数料	支払方法
どの種類の狩猟免許も所持していない方	5,200円	宮城県収入証紙を購入又は県庁及び各合同庁舎に設置しているセルフレジでの支払い ※電子申請システムによる申請の場合はオンライン決済
現在所持している狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を受けようとする方（既に何らかの狩猟免許を取得している方）	3,900円	

※異なる種類の狩猟免許は、1種受験するごとに手数料が発生します。

(※1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条

第2号 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令（本法施行規則第47条）で定めるものにかかっている者

第3号 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

第4号 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
（前3号に該当する者を除く。）

(※2) 申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。ただし、同一年度中に2回以上申請する場合、2回目以降の申請時は診断書を省略可能。

5 試験当日の携行品

受験票、筆記用具、雨具（第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許受験者）、眼鏡・補聴器等（適性検査の合格基準に達するため必要な場合）、診断書の原本（電子申請システムにて本申請を行った方のうち、該当する方）

※昼食は各自ご持参ください。（石巻会場以外には売店・食堂はありません。）

※運動能力試験と技能試験がありますので、**猟具操作のできる服装**及び**動きやすい靴**（サンダル不可）でお越しください。また、試験会場は適宜換気を行いますので、室温の高低に備え、**体温調節のしやすい服装**でお越しください。

6 留意事項

- （１）受験できなかった場合、**要した費用**については**負担しません**ので、あらかじめ御了承願います。
- （２）試験会場では各自感染防止対策に御協力願います。
- （３）**宮城県仙台合同庁舎について、一般の方の駐車スペースはございません**。公共交通機関をご利用ください。

7 問い合わせ先

申請の方法などの詳しい内容については、裏表紙に記載している住所地を所管する地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所にお問い合わせください。

8 その他

- （１）**一般社団法人宮城県猟友会**では、狩猟免許試験に関する**事前講習会**を開催しています。詳しくは、宮城県猟友会にお問い合わせください。なお、**この講習会への申込みと狩猟免許試験の申請は別の手続き**になりますので、お気を付けください。

一般社団法人宮城県猟友会事務局 電 話 ０２２－２７６－２４８１

ホームページ <https://miyagi-ryoyukai.com>

- （２）狩猟に関することについては、県自然保護課のホームページに掲載しています。

自然保護課ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/shuryoh.html>





お問い合わせ先・提出先

所管部署	連絡先（住所/電話）	所管市町村
大河原地方振興事務所 林業振興部森林管理班	0224-53-3252（直） 柴田郡大河原町字南 129 番地 1 号	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
仙台地方振興事務所 林業振興部森林管理班	022-275-9253（直） 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村
北部地方振興事務所 林業振興部森林管理班	0229-91-0765（直） 大崎市古川旭 4-1-1	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
北部地方振興事務所 栗原地域事務所 林業振興部森林整備班	0228-22-2391（直） 栗原市築館藤木 5-1	栗原市
東部地方振興事務所 林業振興部森林管理班	0225-95-1486（直） 石巻市あゆみ野 5 丁目 7 番地	石巻市、東松島市、女川町
東部地方振興事務所 登米地域事務所 林業振興部森林整備班	0220-22-6125（直） 登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5	登米市
気仙沼地方振興事務所 林業振興部森林整備班	0226-24-8285（直） 宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6	気仙沼市、南三陸町
県庁・自然保護課 野生生物保護班	022-211-2673（直） 仙台市青葉区本町 3-8-1	



令和 7 年 4 月 1 6 日 作成
宮城県環境生活部自然保護課